

裁判例に見る

税理士損害賠償の
回避ポイント

弁護士法人 みらい総合法律事務所

弁護士・税理士 谷原 誠 著

LOGICA
ロギカ書房

はじめに

「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり（税理士法1条参照）、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。」（東京地裁平成22年12月8日判決（判例タイムズ1377号123頁））

この高度の注意義務に違反し、その結果、依頼者に損害を生じさせた場合には、債務不履行に基づく損害賠償義務を負う。

また、契約関係にあらうとなかろうと、税理士の行為が不法行為の要件を満たす時も、同じく損害賠償義務を負うことになる。

株式会社日税連保険サービスのホームページ（<https://www.zeirishi-hoken.co.jp/zeibai/index.html>）に掲載されている税理士職業賠償責任保険事故事例（2023年7月1日～2024年6月30日）によると、保険金の支払状況は、2020年は22億5600万円、2021年は17億7000万円、2022年は18億300万円、2023年は23億7200万円とされている。

著者が代表社員を務める弁護士法人みらい総合法律事務所では、「税理士を守る会」という税理士だけが会員になれるリーガル・サービスを提供しているが、そこでは、日常的に、税理士損害賠償の相談がある。前述の税賠保険の統計や判例集に掲載される税理士損害賠償の裁判例は、氷山の一角であり、実際には、その何倍もの税理士損害賠償請求がされ、訴訟にならずに和解により解決され、または、訴訟上の和解で解決しているのが実情である。

また、税理士から当事務所に寄せられる税理士損害賠償の相談は、税理士になって初めての経験である、ということが多いことも特徴である。つまり、これまで一度も損害賠償請求をされた経験のない税理士であっても、いつ、自分が当事者になるかもしれない、ということである。

その意味でも、税理士は、税理士損害賠償で訴訟に発展した事例にどんなものがあるのか、また、税理士が勝訴、または敗訴した税理士損害賠償の回避ポ

イントはどこにあるのか、について知っておくことが、自ら税理士損害賠償の当事者にならないための有益な知識となると考える。

そこで、本書では、比較的最近の税理士損害賠償の裁判例をピックアップし、事案、争点、双方の主張、判決を紹介した上で、その訴訟において回避ポイントについて解説を試みるものである。

本書が、税理士の先生方の税理士損害賠償の発生の防止に役立つことがあれば、これほどの幸せはない。

2024年11月

弁護士・税理士 谷原 誠

目次

第1部 税理士損害賠償の基礎知識.....1

第2部 裁判例解説.....13

賠償額制限条項の不適用 (税理士敗訴)
福岡地裁令和5年6月21日判決 (TAINS Z999-0182)14

住宅ローンに係る誤った助言による損害賠償請求 (税理士敗訴)
東京地裁令和4年5月16日判決 (D1-law.com 29070968)30

誤った助言による過大な相続税の納付 (税理士勝訴)
東京地裁令和4年4月19日判決 (TAINZ Z999-0180)43

事前通知のない税務調査を拒否した税理士の義務違反 (税理士敗訴)
千葉地裁令和3年12月24日判決 (TAINS Z999-0179)60

税額算定の誤りによる過大な租税債務負担 (税理士敗訴)
東京地裁令和3年11月11日判決 (D1-Law.com 29067753)70

経費の架空計上に係る税務上の適切な助言・指導の懈怠 (税理士勝訴)
東京地裁令和3年8月4日判決 (D1-Law.com 29065956)87

委任契約書の責任制限条項の有効性 (税理士敗訴)
横浜地裁令和2年6月11日判決 (TAINS Z999-0178)97

横領に関する税理士の報告・是正・指導に係る善管注意義務 (税理士一部敗訴)
東京地裁令和2年2月20日判決 (TAINS Z999-0181)117

課税の発生に係る助言義務違反の有無 (税理士敗訴)
東京地裁令和1年10月15日判決 (D1-Law.com 29056239)131

役員退職金に係る助言義務違反の有無 (税理士勝訴)
東京地裁平成31年1月11日判決 (ウエストロー・ジャパン 2019WLJPCA01118009)
.....142

遺言に基づかない相続税申告による不必要な相続税納付 (税理士敗訴)
東京地裁平成30年2月19日判決 (TAINS Z999-0172)153

取引実態と乖離した確定申告に係る損害賠償請求 (税理士勝訴)
東京地裁平成27年11月26日判決 (D1-Law.com 29015538)165

申告期限の経過による無申告加算税、延滞税等 (税理士勝訴)
東京地裁平成27年3月9日判決 (D1-Law.com 29024890)180

消費税の課税形態の助言をしなかったことに係る損害 (税理士勝訴)
東京地裁平成26年3月26日判決 (TAINS Z999-0156)192

相続人の日本国籍喪失を確認せず申告 (税理士敗訴)
東京地裁平成26年2月13日判決 (TAINS Z999-0145)205



第1部 税理士損害賠償の 基礎知識



2 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

税理士が依頼者から損害賠償請求をされる場合、「債務不履行責任」あるいは「不法行為責任」に基づいて行われる。そこで、税理士の損害賠償責任の法的根拠について概説する。

1 債務不履行責任

(1) 債務不履行の要件

民法415条は、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と規定する。

債務不履行責任に基づく損害賠償請求は、この規定に基づくものである。要件は、以下のとおりである。

- ① 債務の存在
- ② 債務の本旨に従った履行をしなかったこと
- ③ 損害の発生
- ④ 債務不履行と損害との因果関係

これらについては、依頼者側が主張立証責任を負担するとされている。これに対し、税理士は、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」であることを主張立証しなければ責任を免れることができない。

債務不履行には、次の3つの種類がある。

- ① 履行遅滞（債務の履行が可能であるのに履行期を徒過すること）
- ② 履行不能（債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であること）
- ③ 不完全履行（不完全な給付をしたこと）

「債務の本旨に従った履行をしないとき」とは、法律の規定、契約の趣旨、取引慣行、信義誠実の原則等に照らして適当な履行をしないことである。そこで、税理士と依頼者との関係がどのような契約に該当するのか、が問題となる。

契約の内容に関しては、契約自由の原則により、税理士と依頼者との間で自由に取り決めることができる。多くの場合は、税理士法2条1項所定の業務を行う旨の契約が締結されている。この点、最高裁昭和58年9月20日判決は、「本件税理士顧問契約は、被上告会社が、税理士である上告人の高度の知識及び経験を信頼し、上告人に対し、税理士法二条に定める租税に関する事務処理のほか、被上告会社の経営に関する相談に応じ、その参考資料を作成すること等の事務処理の委託を目的として締結されたというのであるから、全体として一個の委任契約であるということが出来る。」として、税理士と依頼者顧問会社との契約を委任契約であると解釈した。税理士と依頼者との間の契約は、多くの場合、委任契約と解釈されると思われる。

委任契約は、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」(民法643条)とされている。そして、法律行為ではない事務を委託する場合には、「準委任契約」となり、委任契約の規定が準用される(民法656条)。税理士法2条2項に規定する「会計帳簿の記帳の代行」は、法律行為を委託するものではないから、準委任契約ということになる。

なお、税務代理を伴わず、税務申告書の作成のみを委託され、税務申告書の完成に対して報酬が支払われる場合には、「請負契約」と解釈される場合があるであろう。

請負契約は、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」(民法632条)と規定されている。

以上から、税理士の債務不履行責任とは、税理士と依頼者との間の「委任契約」「準委任契約」「請負契約」、あるいは、それらの混合契約によって要求される適当な債務の履行をしない場合に発生する、ということになる。

(2) 免責事由

債務不履行の要件を満たした場合、税理士は、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」であることを主張立証しなければ

4 第1部 税理士損害賠償の基礎知識

責任を免れることができない。

この点、東京地裁平成22年12月8日判決（判例タイムズ1377号123頁）は、「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり（税理士法1条参照）、納税者から税務申告の代行等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うものと解される。」と判示している。この善管注意義務に違反した場合には、「債務者の責めに帰する」と判断されることになる。

(3) 履行補助者

履行補助者とは、債務を履行するために債務者が履行過程に投入した者のことである。税理士の職員のみならず、他の開業税理士に再委託した場合も履行補助者に該当する。

(4) 過失相殺

税理士の債務不履行に基づく損害賠償責任が発生する場合であっても、依頼者の側にも、債務不履行自体、または債務不履行による損害の発生ないし拡大に関して過失があったときは、裁判所は、損害賠償の責任及びその金額を定めるにつき、これを斟酌して減額することがある。これが「過失相殺」である。民法418条は、「債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。」と規定し、債務不履行において過失相殺の制度を定めている。

(5) 損益相殺

税理士の債務不履行によって依頼者が損害を被った場合であっても、依頼者が同一の原因によって利益を受けた場合に、損害と利益との間に同質性があるかぎり、損害額から依頼者が受けた利益額を控除した額をもって、損害賠償額とする。これを「損益相殺」という。たとえば、税理士の善管注意義務違反により消費税の過大納付を余儀なくされた場合に、同時に法人税額が減少しているときは、その金額を損害額から差し引くことになる。